

淡路島産食材ネットワーク構築支援事業実施要領

第1 趣 旨

この要領は、京阪神や首都圏、海外などの大消費地の食品関連事業者をターゲットにした、淡路島産の農畜水産物及びその加工品のプロモーション、商談活動等に対して行う助成について必要な事項を定める。

第2 事業内容等

事業内容及び交付対象となる経費の範囲は次に掲げるとおりとする。

1 事業内容

食のブランド「淡路島」推進協議会会長（以下、「会長」という。）は、次に掲げる活動に要する経費に対して助成するものとする。

- (1) 食品関連事業者をターゲットにしたプロモーション、商談活動
- (2) 「御食国淡路島」を広く周知する活動

2 交付対象経費

淡路島産農畜水産物のプロモーション活動や販売促進資材の作成等に係る経費ならびに商談活動に係る経費、広告宣伝等に係る経費

第3 事業実施主体等

本事業の実施主体及び助成額は、次に掲げるとおりとする。

1 事業実施主体

- (1) 食のブランド「淡路島」推進協議会構成員
- (2) 食のブランド「淡路島」推進協議会賛助会員
- (3) 食のブランド「淡路島」推進協議会構成員が主体となって構成される組織

2 助成額

第2の2に定める交付対象経費について、200千円を限度に予算の範囲内において助成するものとする。ただし、事業効果を高めるため、複数の構成員が共同で活動する場合は、構成員数に応じて、予算の範囲内において助成する。

第4 事業実施の手続き

- 1 助成を受けようとする事業実施主体は、承認申請書（様式第1号）を作成し、会長に提出するものとする。
- 2 会長は、1の申請書を審査し、適当と認められる場合はこれを承認する。
- 3 事業実施主体は、活動内容の変更を行う場合は、1及び2に準じて、あらかじめ会長の承認を受けるものとする。

第5 実績報告

- 1 事業実施主体は、実績報告書（様式第2号）を作成し、活動終了後1か月又は事業年度最終日のいずれか早い日までに会長へ報告するものとする。
- 2 特に報告を要する場合には、別途通知する。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、必要となる事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。